

災害復旧工事に係る主任技術者等の兼務制限の緩和について（通知）

令和4年10月17日

令和4年に発生した自然災害により、市内各地域で集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

○ 内容

請負金額3,500万円以上(建築一式工事にあつては、7,000万円以上)の主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、諸要件を満たせば3件もしくは5件まで兼務を認めます。また請負金額3,500万円未満(建築一式工事にあつては、7,000万円未満)については、災害復旧工事を兼務件数に含めないとします。

請負金額(税込)	主任技術者	現場代理人
3,500万円以上(建築一式工事にあつては、7,000万円以上)	《通常》専任【※3】 ※監理技術者及び営業所の専任技術者は兼務不可 《緩和》 ○災害復旧工事を含む場合は、全ての工事場所が同一地域内【※1】である場合に3件以内、更に、密接な関係【※2】がある場合は5件以内 ※監理技術者及び営業所の専任技術者は兼務不可	同左
3,500万円未満500万円以上(建築一式工事にあつては、7,000万円未満1,500万円以上)	《通常》3件以内【※4】 《緩和》 ○災害復旧工事は件数に含めない ○全ての工事が災害復旧工事の場合に限り、営業所の専任技術者の兼務を可（制限なし）とする	《通常》2件以内 ○全ての工事場所が廿日市市内 ※営業所の専任技術者は兼務不可 《緩和》 ○災害復旧工事は件数に含めない ○全ての工事が災害復旧工事の場合に限り、営業所の専任技術者の兼務を可（制限なし）とする
500万円未満	兼務制限なし	《通常》3件以内（施工場所を問わない） ※営業所の専任技術者は兼務不可 《緩和》 ○災害復旧工事は件数に含めない ○全ての工事が災害復旧工事の場合に限り、営業所の専任技術者の兼務を可（制限なし）とする

- ※ 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ※ 災害復旧工事以外の工事については、緩和前の兼務可能件数を超えないものとする。

- ※1 同一地域内とは、合併前の旧廿日市市を廿日市地域、旧大野町及び旧宮島町を大野地域、旧佐伯町及び旧吉和村を佐伯地域の3地域に分割した区域内をいう。
- ※2 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、または、施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※3 兼務が認められる配置条件は
- ア ① 本体工事に関連した付帯工事で、工期が重複し、工事の一体性が認められ、随意契約により締結された工事。
- ② 工事区間が重複する同一現場で、工作物等に一体性が認められる工事。
- ③ 監理技術者は、建設業法施行令第28条に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という）を当該工事現場に専任で置いた場合は、監理技術者補佐を専任で置いた別工事の監理技術者と兼任することが出来るが、兼任できる数は2件以内。
- イ 配置する技術者等は、当該工事の現場代理人を兼任出来るが、別工事の現場代理人となることは出来ない。（但し、上記配置条件アの①及び②の場合を除く。）
- ウ 配置する技術者等は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に基づき営業所に置かれている専任技術者であってはならない。
- エ 配置する監理技術者補佐は、上記ア、イ及びウと同様。
- ※4 配置する技術者が営業所の専任技術者であるときは、配置されている件数が2件以内であって、かつ、工事場所と営業所が廿日市市内であること。

○ 適用時期

令和4年10月17日から令和5年3月31日

なお、従前の取扱いにより、契約済みの工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）